

				肖像権侵害に関する裁判例			
番号	裁判所	判決年月日	肖像権侵害の可否	事案の概要	肖像権侵害の判断基準	具体的判断	備考
1	知財高裁	令和5年9月13日	一部認定	被控訴人（一審被告）との間で専属的マネジメント契約を締結し（本件専属契約）、実演家グループ「A」（本件グループ）として活動していた控訴人（一審原告）らは、被控訴人に対し、被控訴人が令和元年7月13日の専属契約終了後も、被控訴人が管理運営する本件各サイト（本件被告サイト、本件グッズ販売サイト及び本件ファンクラブサイト）において、それぞれ本件グループ名及び控訴人らの肖像、芸名等を掲載しているとして、肖像権等及びパブリシティ権の侵害を理由とする不法行為に基づき、損害賠償金の支払を求めた。	ある者の氏名、肖像等（以下、併せて「肖像等」という。）を利用することが、不法行為法上違法となるかどうかは、 肖像等の被利用者の社会的地位、被利用者の活動内容、利用の目的、利用の態様、利用の必要性等を総合考慮して 、肖像等の被利用者の上記権利の侵害が 生活上受忍の限度を超えるもの といえるかどうかを判断して決すべきである。	・控訴人らは、本件ファンクラブサイトの開張が可能となる時期（令和元年12月1日）まで、 本件被告サイト及び本件ファンクラブサイト に控訴人らの肖像等が掲載されることについて、黙示の許諾をしていた。 ・本件専属契約終了後も、被控訴人が、 本件グッズ販売サイト において、控訴人らの肖像等を表示した上で、控訴人らの肖像写真及び控訴人らの肖像等が転写されたグッズを撮影した写真を掲載することなどを許諾していたとは認められない。 ・被控訴人は、本件専属契約終了後は、控訴人らと被控訴人間において何らの取決めがない以上、本件グッズ販売サイトにおいて控訴人らの肖像等を利用できるものではない。 ・本件専属契約終了後から令和元年11月30日までの間、被控訴人が 本件被告サイト及び本件ファンクラブサイト において控訴人らの肖像等を掲載した行為は、 肖像権等の侵害とならない 。他方、本件専属契約終了後から令和3年12月31日までの間、被控訴人が 本件グッズ販売サイト において控訴人らの肖像等を掲載するなどした行為は、 肖像権等の侵害となる 。	・東京地裁令和5年1月20日判決（本表9事件）の控訴審判決 ・総合考慮の判断過程で、控訴人が、契約終了後の肖像等の掲載について許諾していたかどうかを重視。
2	東京高裁	令和5年5月23日	否認	・控訴人（一審原告）は、格闘家であり、かつ、登録者数が200万人を超えるAチャンネルを運営するBの母親であり、同チャンネルに複数回出演するほか、自らもフォローも17万人を超えるSNSを運営している。 ・控訴人は、被控訴人（一審被告）に対し、被控訴人の記者が、訴外会社が令和3年11月20日に実施配信したインターネット番組（本件番組）に関して、原告を取材した際に（本件取材）、無断で容ぼうを写真撮影し（本件撮影）、当該写真（本件写真）を被控訴人が運営するインターネット上のメディアに掲載して公開したことが、控訴人の肖像権を侵害したとして、不法行為に基づき、損害賠償金の支払を求めた。	・控訴人は、公人や公人に準じる立場にあるとまではいえないものの、完全なる私人とまではいい難い。そして、 控訴人の社会的地位や本件撮影が控訴人の自発的意志によるものではないことは 、控訴人の人格的利益の侵害が 生活上受忍の限度を超えるもの といえるかどうかを判断するに当たり、 他の考慮要素とともに総合考慮 すべきものである。	・ 本件撮影の場所は 、原告の賃借して居住しているマンションの敷地内であったが、敷地の管理権や住居の平穏を侵害する程度が大きいとはいえず、公道上の取材及び撮影行為と格段の相違があるとはいえない。 ・本件撮影が行われたのは日没後の令和3年11月24日午後5時30分ころであったが、時刻からみて、住居の平穏等を侵害する程度が大きいとはいえない。 ・ 控訴人が明示的に本件撮影を拒絶しなかったことは 、他の考慮要素とともに総合考慮すべき事情の一つとなる。 ・ Bの母親であり、一定の知名度を有する控訴人が、本件番組の内容等に対してどのような意見をもっているのかについて直接聴取することが 、被控訴人らの取材目的として、また取材方法の選択として不合理なものとはいえない。 ・被控訴人が、 本件取材において控訴人から聞き取った内容を控訴人の写真とともに報道 することが、 本件取材時の控訴人の発言であることを担保するために必要 なものであったという側面があった。 ・本件取材に続く本件撮影及び本件記事の掲載によって被控訴人の被った人格的利益の侵害が 生活上受忍の限度を超えるもの とまではいえない。	・東京地裁令和5年1月24日判決（本表8事件）の控訴審判決 ・あるBが、素人の挑戦者とストリートファイトを行い、結果的に挑戦者らの鼻や歯を骨折させる事態に至ったという企画内容であり、実施配信の直後から、賛否両論の意見が報道されていた。
3	知財高裁	令和5年4月19日	否認	控訴人（一審原告）は、被控訴人（一審被告）に対し、被控訴人の発行する雑誌に掲載された記事のうち、原判決別紙写真目録写真1ないし4の各写真（本件写真）は、いずれも、控訴人の容ぼうが写っており、控訴人が著作権を有するものであるから、同各写真の掲載は、控訴人の肖像権及び著作権を侵害するなどとして、不法行為に基づき、損害賠償金の支払を求めた。	判示なし。	・上記の判断は、控訴人の出資者であるAが控訴人から本件写真を交付されたか否かによって左右されるものではない。	・東京地裁令和4年7月19日判決（本表11事件）の控訴審判決
4	東京地裁	令和5年3月30日	認定	・一審被告は、平成30年8月3日、インターネット上の動画投稿サイトYouTubeにおいて開設した「A」の名のチャンネル（被告チャンネル）で、一審原告が警察官に逮捕された状況を撮影した「不当逮捕の瞬間！警察官の横暴、職権乱用、誤認逮捕か！」と題する動画（本件逮捕動画）を投稿した。 ・一審原告は、一審被告に対し、一審被告が本件逮捕動画を被告チャンネルに投稿したことが一審原告の肖像権及びプライバシー権を侵害するなどとして、不法行為に基づき、損害賠償金の支払を求めた。	判示なし。	・一審被告による本件逮捕動画の投稿は、一審原告の 肖像権及びプライバシー権を侵害するもの であり、不法行為を構成する。	・東京地裁令和4年10月28日判決（本表10事件）の控訴審判決 ・プライバシー権侵害を認める判断を付した上で、原判決の認容額より慰謝料額を増額。
5	知財高裁	令和5年3月24日	認定	・被告は、原告を取材した際にその容ぼう及び音声を取録した映像（本件取材映像）を使用して、高齢女性を被害者とする詐欺未遂事件（本件詐欺未遂事件）の犯人が原告であると断定する内容の複数の番組を平成31年3月7日から同月8日にかけて放送した（本件放送）。なお、原告は、平成31年3月7日、本件詐欺未遂事件等の被疑者として逮捕された。 ・原告は、被告に対し、被告が、上記取材の状況を放送する際には原告の容ぼうを放映せず、原告の音声加工することを約束する旨の念書（本件念書）を作成して原告に交付した上で、上記取材をしたにもかかわらず、本件念書に違反して本件放送をしたことにより原告の肖像権をしたなどとして、不法行為などに基づき、損害賠償金の支払を求めた。	・ある者の容ぼうを撮影した写真や映像等をその承諾なく公表することが不法行為法上違法となるかどうかは、 被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の態様、公表の態様、公表の必要性等を総合考慮して 、被撮影者の上記人格的利益の侵害が 生活上受忍の限度を超えるもの といえるかどうかを判断して決すべきである。	・本件詐欺未遂事件及び原告逮捕の事実に対する社会一般の高い関心に応えるとともに、同種詐欺の防止のためにも、当時、 本件取材の内容を報道する必要性は高かった 。 ・しかし、本件放送は、原告の容ぼう全体が正面から明確に識別することが可能な態様で撮影されたままの状態でも本件取材映像を放映するもので、これは、本件念書に記載された約束に明らかに違反するものといえ、原告の容ぼうが撮影された 本件取材映像の公表の態様として相当なものとはいえない 。 ・本件詐欺未遂事件及び原告逮捕の事実に対する社会一般の高い関心に応え、同種詐欺の防止を図るという目的のためには、 原告の容ぼうまで公表する必要性は認め難い 。 ・原告の容ぼうが撮影された本件取材映像を放送した本件放送は、生活上受忍の限度を超えて、 原告の人格的利益を侵害するもの であり 不法行為法上違法である 。	・「自己の容ぼうを撮影された写真や映像等をみだりに公表されない人格的利益」の侵害の有無を判断
6	東京地裁	令和5年2月10日	否認	・原告は、被告との間で、YouTube上に開設された「A」のチャンネル名のYouTubeチャンネル（本件チャンネル）に、原告が出演する動画を被告が有償で編集し、アップロードする旨の合意をした（本件契約）。 ・原告は、被告に対し、原告の承諾なく被告会社のウェブサイト上に原告の容姿が表示された動画のサムネイル（本件各サムネイル）を掲載し続け、本件各サムネイルに係る原告の肖像権を侵害したなどとして、不法行為に基づき、損害賠償金の支払を求めた。	判示なし。	・原告は、 本件契約 において、被告が、広報・宣伝目的で、そのウェブサイト上に原告の制作した動画の実績を掲載することを 包括的に許可したと認められる 。 ・当該動画の実績の掲載は、被告が動画の一部を切り取って作成したサムネイルを掲載することにより行われていたと認められるから、 本件契約が有効に存続している限り 、原告は、本件契約に拘束され、被告に本件各サムネイルの掲載の中止を求めることはできない。したがって、被告による原告の 肖像権の侵害は認められない 。	

7	東京地裁	令和5年1月26日	認定	<p>・原告会社は、育成シミュレーションゲーム「K」（本件ゲーム）等を開発・運営する会社である。原告Aは、原告会社の代表取締役であると共に、本件ゲームのプロデューサーであり、本件ゲームのユーザーの間では著名な人物である。</p> <p>・原告Aは、被告に対し、被告が、本件ゲームをテーマにした同人誌即売会において、原告Aの顔貌を元に作成したお面（本件マスク）を着用し、本件ゲーム内のキャラクターを性玩具に見立てた内容等の記載された同人誌（本件同人誌）を頒布したことが、原告Aの肖像権を侵害するなどとして、不法行為に基づき、損害賠償金の支払を求めた。</p>	<p>・ある者の容貌、姿態をその承諾なくした撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。</p> <p>・撮影された写真が雑誌等に掲載されるなどして公開された場合も、同様の判断枠組みが妥当する。</p>	<p>・本件マスクは、原告Aの写真を粗雑な方法で加工したものであり、原告Aの肖像の写真とは相応に異なる印象を与えるものである。しかし、本件同人誌では本件マスクが原告Aの「リアルマスク」と紹介されていること、原告Aが本件ゲームの愛好家等の中で著名であること等の事情に照らすと、被告が本件マスクの写真が掲載された本件同人誌を本件マスクを着用しながら頒布した行為は、原告Aの写真を無断で公開した行為と同様に理解することができる。</p> <p>・本件同人誌の内容、とりわけ本件マスクの紹介の仕方等に照らすと、被告は、専ら原告Aを揶揄する目的で本件マスクを作成し、これを着用の上、その写真を掲載した本件同人誌を頒布したといえる。</p> <p>・以上のような写真の使用目的及び使用態様等に照らすと、本件マスクに係る被告の行為は、自己の容貌等の写真をみだりに公開されないことについての原告Aの人格的利益を侵害し、その侵害が社会生活上受忍すべき限度を超えるものといえるべきであり、不法行為法上違法と認められる。</p>	<p>・「みだりに自己の容貌、姿態を撮影されないことについて法律上保護された人格的利益」の侵害の有無を判断</p>
8	東京地裁	令和5年1月24日	否認	<p>・原告は、格闘家であり、かつ、登録者数が200万人を超えるAチャンネルを運営するBの母親であり、同チャンネルに複数回出演するほか、自らもフォローも1万人を超えるSNSを運営している。</p> <p>・原告は、被告に対し、被告の記者が、訴外会社が令和3年11月20日に実施配信したインターネット番組（本件番組）に関して、原告を取材した際に（本件取材）、無断で容ぼうを写真撮影し（本件撮影）、当該写真（本件写真）を被告が運営するインターネット上のメディアに掲載して公開したが、原告の肖像権を侵害したとして、不法行為に基づき、損害賠償金の支払を求めた。</p>	<p>・ある者の容貌等をその承諾なくした撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。</p> <p>・人の容ぼう等が撮影された写真が公表される行為は、被撮影者の人格的利益を侵害するものとして、違法性を有する。</p>	<p>・本件撮影は公道上における取材及び撮影行為と格差差異があるとは言い難い。</p> <p>・本件取材の目的や、それを踏まえた被告の取材方法の選択としての本件取材の方法が不合理なものであったとはいえない。</p> <p>・本件撮影の目的及び必要性が報道の正確性を期すためにあることは否定できない。</p> <p>・本件撮影の方法が隠し撮りといった不意打ち的な方法であったとはいえない。</p> <p>・本件撮影及び本件記事の掲載は、原告の肖像権を侵害する違法なものであるとは認められない。</p>	<p>・「みだりに自己の容ぼう等を撮影されないことについて法律上保護された人格的利益」及び「自己の容貌等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益」の侵害の有無を判断</p>
9	東京地裁	令和5年1月20日	否認	<p>被告との間で専属的マネジメント契約を締結し（本件専属契約）、実演家グループ「A」（本件グループ）として活動していた原告らは、被告に対し、被告が令和元年7月13日の専属契約終了後も、被告が管理運営する本件各サイト（本件被告サイト、本件グッズ販売サイト及び本件ファンクラブサイト）において、それぞれ本件グループ名及び原告らの肖像、芸名等を掲載しているとして、肖像権等及びパブリシティ権の侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求などをした。</p>	<p>判断なし。</p>	<p>・本件各サイトに掲載されていた原告らの肖像等に係る写真及び画像は、本件専属契約期間中に、被告により、原告らの承諾を得て撮影及び掲載され、本件グループのメンバーや活動内容等を紹介する目的で掲載されていたものであるし、原告らの肖像等が転写されたグッズについても、同様である。</p> <p>・本件専属契約終了後も、ファンクラブが存続する限り（令和元年12月1日までは、本件ファンクラブサイトのみならず、本件被告サイトにも原告らの肖像等を掲載する必要があった。</p> <p>・本件グッズ販売サイトにおける原告らの肖像等の掲載は、在庫を削ぐための必要最低限度のものにとどまる。</p> <p>・被告が本件各サイトにおいて原告らの肖像等を掲載した行為は、社会生活上受忍すべき限度を超えてその精神的価値を侵害するとはいえない。</p>	<p>・中島論文引用裁判例</p>
10	東京地裁	令和4年10月28日	認定	<p>被告は、平成30年8月3日、インターネット上の動画投稿サイトYouTubeにおいて開設した「A」の名のチャンネル（被告チャンネル）で、原告が警察官に逮捕された状況を撮影した「不当逮捕の瞬間！警察官の横暴、職権乱用、誤認逮捕か！」と題する動画（本件逮捕動画）を投稿した。</p> <p>・原告は、被告に対し、被告が本件逮捕動画を被告チャンネルに投稿したことが原告の肖像権及びプライバシー権を侵害するなどとして、不法行為に基づき、損害賠償金の支払を求めた。</p>	<p>肖像等を無断で撮影、公表する行為は、①撮影等された者（以下「被撮影者」という。）の私的領域において撮影し又は撮影された情報を公表する場合において、当該情報が公共の利害に関する事項でないとき、②公的領域において撮影し又は撮影された情報を公表する場合において、当該情報が社会生活上受忍すべき限度を超えて被撮影者を侮辱するとき、③公的領域において撮影し又は撮影された情報を公表する場合において、当該情報が公表されることによって社会生活上受忍すべき限度を超えて平穩に日常生活を送る被撮影者の利益を害するおそれがあるときなど、被撮影者の被る精神的苦痛が社会生活上受忍すべき限度を超える場合に限り、肖像権を侵害するものとして、不法行為法上違法となる。</p>	<p>・本件逮捕動画の内容は、自路上において原告の容ぼう等が撮影されたものであるから、公的領域において撮影されたものと認められる。</p> <p>・本件逮捕動画の内容は、道路脇の車むらにおいて原告が仰向き状態で警察官に制圧され、自路上において警察官が原告を逮捕しようとするなどして原告と警察官が押し問答となり、原告が警察官により片手に手錠を掛けられ、原告が複数の警察官に取り囲まれるなどという現行犯逮捕の状況を撮影したものである。そうすると、本件逮捕動画の内容が社会生活上受忍すべき限度を超えて原告を侮辱するものであることは、明らかである。</p> <p>・本件逮捕動画を原告に無断でYouTubeに投稿して公表する行為は、原告の肖像権を侵害するものとして、不法行為法上違法となる。</p>	<p>・中島論文引用裁判例</p> <p>・3類型該当性を判断</p> <p>・「白昼路上という公的領域において撮影されている以上、プライバシー侵害を認めることはできない」と判示して、否認</p>
11	東京地裁	令和4年7月19日	否認	<p>原告は、被告に対し、被告の発行する雑誌（本件雑誌）に掲載された記事のうち、別紙写真目録写真1ないし4の各写真（本件写真）は、いずれも、原告の容ぼうが写っており、原告が著作権を有するものであるから、同各写真の掲載は、原告の肖像権及び著作権を侵害するなどとして、不法行為に基づき、損害賠償金の支払を求めた。</p>	<p>肖像等を無断で撮影、公表する行為は、①撮影等された者（以下「被撮影者」という。）の私的領域において撮影し又は撮影された情報を公表する場合において、当該情報が公共の利害に関する事項でないとき、②公的領域において撮影し又は撮影された情報を公表する場合において、当該情報が社会生活上受忍すべき限度を超えて被撮影者を侮辱するとき、③公的領域において撮影し又は撮影された情報を公表する場合において、当該情報が公表されることによって社会生活上受忍すべき限度を超えて平穩に日常生活を送る被撮影者の利益を害するおそれがあるときなど、被撮影者の被る精神的苦痛が社会生活上受忍すべき限度を超える場合に限り、肖像権を侵害するものとして、不法行為法上違法となる。</p>	<p>・本件写真は、元プロテニス選手で当時社会的地位も高かった原告が、いずれも、著名人と並んで笑顔で握手等をしている場面を撮影したものであるから、公的領域で撮影されたものと認められる。</p> <p>・本件写真の上記の内容によれば、原告を侮辱するものではなく、原告のブログで公開されていた写真であったという事情も考慮すれば、平穩に日常生活を送る原告の利益を害するものともいえない。</p> <p>・仮に、本件写真が私的領域において撮影されたものと認定したとしても、本件写真は、原告と著名人との親交を示すものであり、Aをして原告が億単位の出演をするに足りる人物であると思わせて、Aが原告に出演する理由の一つとなったものと認められるから、本件写真は、原告が社会的に強い非難の対象とされる行為を犯した旨を提示する本件記事を補足するものであるから、公共の利害に関する事項であるといえる。</p> <p>・被告が本件写真を原告に無断で本件雑誌に掲載する行為は、肖像権を侵害するものではない。</p>	<p>・中島論文引用裁判例</p> <p>・3類型該当性を判断</p>